

長野県信濃学園指定管理者候補者の選定結果

障がい者支援課

長野県信濃学園については、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県信濃学園

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する保護
- (3) 入所者に対する日常生活の指導
- (4) 入所者に対する独立自活に必要な知識技能の付与
- (5) 施設及び設備の維持管理
- (6) 信濃学園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者候補者

(1) 候補者名

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

(2) 所在地

長野県長野市若里七丁目1番7号

(3) 代表者名

理事長 和田 恭良

4 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

5 選定方法等

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 申請者名

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

(3) 選定委員会による選定

「健康福祉部指定管理者選定委員会」を設置し、平成27年10月13日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定しました。

6 選定委員会における審査結果

評価項目	配点	(社福)長野県社会福祉事業団 (候補者)
施設の運営方針の内容	20	15.2
収支計画の内容	10	7.2
指定管理料	10	10.0
サービスの内容	30	22.8
施設管理の内容	20	16.0
安定的な経営基盤の内容	10	8.0
計	100	79.2

7 選定理由

候補者 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

審査点 79.2点

- 選定理由
- ・利用者の視点によるサービスが提供される事業計画等となっていることが認められる。
 - ・5年間の実績や、利用者本位の立場から支援内容を独自に工夫していること等から、今後も県下唯一の児童施設として利用者ニーズに応じた適切な支援、運営が期待できる。
 - ・職員体制、支援体制等、運営面・経営面共に指定管理者として適当である。

8 指定議案提出予定期

長野県議会平成27年11月定例会